

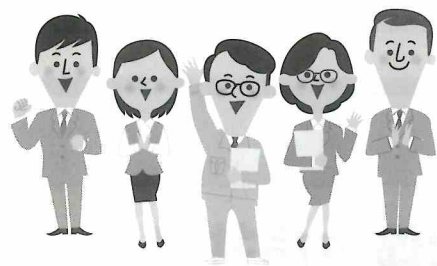
団体生命共済の保障内容等

(団体定期生命共済・個人賠償責任共済)

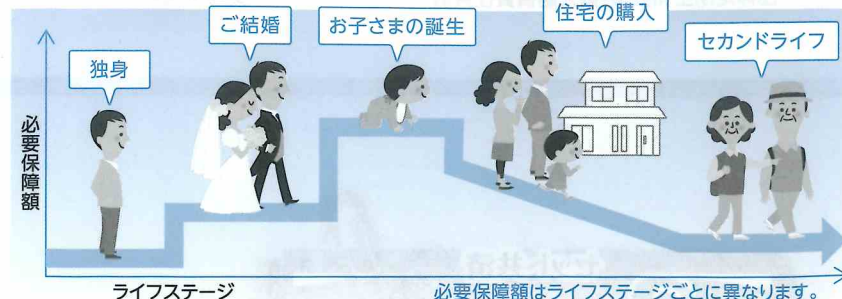
団体でまとまって加入することで、死亡・障がい・入院等の万一の場合に、加入者どうしのたすけあいをかたちにした生命共済制度です。

団体生命共済の特長

① 団体でまとまって加入するので、掛金は手頃です。



② 1年更新なので、ライフステージにあわせて毎年保障の見直しが可能です。



③ 退職後もこくみん共済 coop の他の共済に移行できます。詳しくはP16をご覧ください。

加入できる方

加入日(発効日)時点の年齢が満65歳未満で、申込日(告知日)時点で加入申込書の質問表のいずれにも該当しない(※)次の方。

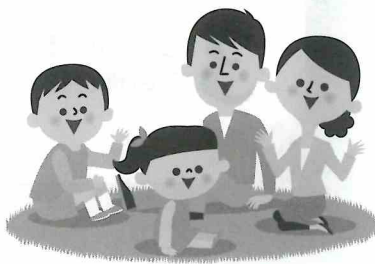
(※) 全員一律加入契約および家族全員一律加入契約を除きます。

●契約者(組合員) ●契約者の配偶者 ●契約者と同一生計の未婚の子(満24歳まで)

※配偶者・子どもが加入される場合は、組合員本人の加入が必要です。 ※年齢等によって加入できる口数が異なります。詳しくは所属団体を通じて当会までお問い合わせください。

掛金

掛金は団体ごとに異なりますので、所属団体を通じて当会までお問い合わせください。



注意事項

〈危険職業について〉

次の職業・職務に従事している方は、加入することができません。

- ①力士、拳闘家、プロレスラー、軽業師、その他これらに類する職業・職務の方
- ②テストパイロット、テストドライバー、その他これらに類する職業・職務の方

※ただし、契約者については所属する団体の全加入者(配偶者・子どもを含みます)の3%以内であれば、加入することができます。なお、加入できる口数は制限される場合があります。

〈継続加入について〉

- 1. 既加入者が継続加入申し込み時に健康でない場合でも、それまでの契約額までは加入できます。
- 2. 更新時に増口を希望される場合は、増口分について健康状態の回答が必要です。

※詳しくは、所属団体を通じて当会までお問い合わせください。

〈その他〉

●中途加入・解約等について

共済期間中の加入・増額・減額・解約はできません。ただし、団体として保障設計運動を取り組んでいる場合や、申込日以降に新規採用・転勤などにより当該団体の組合員となった方とその配偶者(結婚による場合も含みます)および扶養する子ども(出生による場合も含みます)については、中途でもご加入・増額いただけます。また、退職の場合は中途でも解約いただけます。

●別団体で団体生命共済にご加入の場合

加入できないか、加入額を制限させていただくことがありますので、所属団体を通じて当会までお問い合わせください。

保障内容

保障内容の詳細については、ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)のP.18～団体生命共済 共済金をお支払いする場合」を確認ください。

■基本契約

死亡共済金・重度障害共済金

死亡または重度障がい(別に定める身体障害等級別支払割合表の1級、2級と3級の一部の状態)となったとき、死亡共済金または重度障害共済金をお支払いします。

※死亡共済金と重度障害共済金は重複してお支払いしません。

■個人賠償責任共済(契約者の基本契約にセットして加入できます。単独での加入はできません。)

損害賠償共済金・賠償費用共済金

共済期間中に発生した事故により、被共済者が法律上の損害賠償責任を負ったとき(注)、3億円を限度に共済金をお支払いします。

(注) 日本国内において次の(1)や(2)により、他人を死傷させたり、他人の物を壊したり、電車を運行不能にさせたことで、被共済者が法律上の損害賠償責任を負った場合。

(1) 日常生活における偶発な事故。(2) 被共済者が居住する住宅の所有・使用・管理に起因する偶発な事故。

※一つの契約で、同居の親族等も保障の対象となります。詳しくは、P.22～ご契約のてびき「個人賠償責任共済【被共済者の範囲】」をご確認ください。

■傷害特約…「傷害特約」を実施している団体に適用となります。

災害死亡共済金

共済期間中に発生した不慮の事故等を直接の原因として死亡したとき、災害死亡共済金をお支払いします。

障害共済金

共済期間中に発生した不慮の事故等を直接の原因として身体障がいの状態になったとき、「身体障害等級別支払割合表」に規定する等級に応じて障害共済金をお支払いします。

災害入院共済金

共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として、事故の日から180日以内に開始した入院について、1日目から180日を限度として災害入院共済金をお支払いします。

■病気入院特約…「病気入院特約」を実施している団体に適用となります。

病気入院共済金

病気の治療を目的として入院したとき、1日目から180日を限度に病気入院共済金をお支払いします。

ドナー支援金

次のすべてをみたす手術を受けたとき、ドナー支援金をお支払いします。
① 生体間における骨髄移植または臓器移植のドナーとなるための骨髄の採取または臓器の採取もしくは摘出を直接の目的とする手術。
② 日本国内の病院または診療所において受けた手術。
※ 皮膚移植、骨移植および輸血はお支払いの対象となりません。
※ 臓器移植とは、肝臓移植・腎臓移植その他当会が認めるものをいいます。

(※) 「特定の身体障がい」についてはご契約のてびきP.18～「共済金をお支払いする場合」をご覧ください。

■新手術特約…「新手術特約」を実施している団体に適用となります。

新手術共済金

公的医療保険制度における医科(歯科)診療報酬点数表に手術料の算定対象として列記されている手術(※)を受けたとき、新手術共済金をお支払いします。

放射線治療共済金

公的医療保険制度における医科(歯科)診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列記されている放射線治療(※)を受けたとき、放射線治療共済金をお支払いします。

(※) 「手術」「放射線治療」の条件についてはご契約のてびきP.18～「共済金をお支払いする場合」をご覧ください。

■身体障害特約…「身体障害特約」を実施している団体に適用となります。

身体障害共済金

身体障害者福祉法にもとづく身体障害者手帳の交付を受けたとき、等級に応じて(※)身体障害共済金をお支払いします。

死亡弔慰金

死亡したとき、死亡弔慰金をお支払いします。

(※) 等級等の条件についてはご契約のてびきP.18～「共済金をお支払いする場合」をご覧ください。

■重度障害支援特約…「重度障害支援特約」を実施している団体に適用となります。

重度障害支援共済金

重度障害共済金が支払われる場合で、重度障がいの状態となった日から6ヵ月間生存していたとき、重度障害支援共済金をお支払いします。

■新がん等重度疾病診断一時金特約…「新がん等重度疾病診断一時金特約」を実施している団体に適用となります。

悪性新生物診断共済金

発効日または更新日から起算して91日目以後の共済期間中に、次のいずれかに該当したとき、悪性新生物診断共済金をお支払いします(※)。
① 生後はじめてがんが診断されたとき
② がんが診断され、かつ、そのがんの治療を目的とする入院をしたとき
③ 上記①②により悪性新生物診断共済金が支払われた後、2年経過後にがんの治療を目的とする入院をしたとき

上皮内新生物診断共済金

発効日または更新日から起算して91日目以後の共済期間中に、上皮内新生物と診断されたとき、上皮内新生物診断共済金をお支払いします(※)。

急性心筋梗塞診断共済金

共済期間中に急性心筋梗塞と診断され、60日以上労働の制限を必要とする状態が継続したと診断されたとき、または所定の手術を受けたときに急性心筋梗塞診断共済金をお支払いします(※)。

脳卒中診断共済金

共済期間中に脳卒中と診断され、60日以上他覚的な神経学的後遺症が継続したと診断されたとき、または所定の手術を受けたときに脳卒中診断共済金をお支払いします(※)。

肝硬変診断共済金

共済期間中に肝硬変と生後はじめて診断されたとき、肝硬変診断共済金をお支払いします(1回限り)。

慢性膵炎診断共済金

共済期間中に慢性膵炎と生後はじめて診断されたとき、慢性膵炎診断共済金をお支払いします(1回限り)。

(※) 2年に1回を限度に無制限でお支払いします。

■がん等重度疾病診断一時金特約…「がん等重度疾病診断一時金特約」を実施している団体に適用となります。

悪性新生物診断共済金

発効日または更新日から起算して91日目以後の共済期間中に、生後はじめて悪性新生物と診断されたとき、悪性新生物診断共済金をお支払いします(1回限り)。

上皮内新生物診断共済金

発効日または更新日から起算して91日目以後の共済期間中に、上皮内新生物と診断されたとき、上皮内新生物診断共済金をお支払いします(2年に1回を限度に無制限)。

急性心筋梗塞診断共済金

共済期間中に急性心筋梗塞と診断され、60日以上労働の制限を必要とする状態が継続したと診断されたとき、または所定の手術を受けたときに急性心筋梗塞診断共済金をお支払いします(1回限り)。

脳卒中診断共済金

共済期間中に脳卒中と診断され、60日以上他覚的な神経学的後遺症が継続したと診断されたとき、または所定の手術を受けたときに脳卒中診断共済金をお支払いします(1回限り)。

肝硬変診断共済金

共済期間中に肝硬変と生後はじめて診断されたとき、肝硬変診断共済金をお支払いします(1回限り)。

慢性膵炎診断共済金

共済期間中に慢性膵炎と生後はじめて診断されたとき、慢性膵炎診断共済金をお支払いします(1回限り)。

■休業保障特約…「休業保障特約」を実施している団体に適用となります。

休業保障共済金

共済期間中に就業不能状態となり、その状態が支払対象外期間をこえて継続したとき、保障対象期間を限度に休業保障共済金(日額)をお支払いします(※)。

(※) 支払対象外期間(30日または60日のいずれか)および保障対象期間(360日または540日のいずれか)は団体単位で選択した期間となります。

■先進医療特約…「先進医療特約」を実施している団体に適用となります。

先進医療共済金

共済期間中に先進医療(※)を受けたとき、最高1,000万円を限度に技術料実額を先進医療共済金としてお支払いします。

(※) 厚生労働大臣が定める先進医療であり、かつ療養を受けた日に先進医療に該当するものが支払対象となります。

注) 団体での取組状況により実施最高保障額・掛金額等が異なります。詳しくは所属団体を通じてこくみん共済 coop までお問い合わせください。